

2023年6月

法改正による変更と誤植による訂正箇所をお知らせいたします。誤植については、お詫び申し上げます。これに伴い、【社労士V2023年受験 横断・縦断超整理本】の記述を下記のように改めてください。

社労士V2023年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P32 健保法表中 5行目	イから三まで	イからハまで
P32 厚年法表中 下から7行目	イから三まで	イからハまで
P32 表下※2行目	500人を超える	100人を超える
P54 全文差し替え	<p>エ 令和4年度の改定率の改定</p> <p>令和4年度の改定の基礎となる物価変動率は▲0.2% (0.998)、名目手取り賃金変動率は▲0.4% (0.996) となった。また、調整率は▲0.2% (0.998) となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、本来は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和4年度においては、上記の例外により新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定が行われることになった。な</p>	<p>エ 令和5年度の改定率の改定</p> <p>令和5年度の改定の基礎となる物価変動率は2.5% (1.025)、名目手取り賃金変動率は2.8% (1.028) となった。また、調整率は▲0.3% (0.997)、前年度の特別調整率（キャリアオーバー）が▲0.3% (0.997) となった。</p> <p>調整期間における改定率の改定の基準は、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率×調整率×前年度の特別調整率」、既裁定者については「物価変動率×調整率×前年度の基準年度以後特別調整率」であるが、一定の例外規定が設けられている。たとえば、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回るときは、新規裁定者・既裁定者ともに「名目手取り賃金変動率」を用いて改定することが規定されている。また、マイナスの改定となるときは、調整率及び（基準年度以後）特別調整率は乗じないこととされている。令和5年度は例外規定に該当しないため、新規裁定者は「名目手取り賃金変動率</p>

	<p>お、今回の改定で用いなかった調整率（▲0.2%）は、未調整分として翌年度以降に繰り越される（前年度分の未調整分と合わせると▲0.3%）。 このように、改定の基準が「0.996」とされたことから、令和4年度の改定率は、新規裁定者・既裁定者ともに、「0.996」（＝令和3年度の改定率（1.000）×「0.996」）とされた。</p>	<p><math>(1.028) \times \text{調整率} (0.997) \times \text{前年度の特別調整率} (0.997) \div 1.022</math>、既裁定者は「物価変動率（1.025）×調整率（0.997）×前年度の基準年度以後特別調整率（0.997）÷1.019」とされた。このように、改定の基準が、新規裁定者は「1.022」、既裁定者は「1.019」とされたことから、令和5年度の改定率は、新規裁定者は「1.018」（＝令和4年度の改定率（0.996）×「1.022」）、既裁定者は「1.015」（＝令和4年度の改定率（0.996）×「1.019」）とされた。</p>
--	--	---

・P84 ③ 国年法の図表を差し替えてください。

種 類	額（令和5年）	額（令和6年）
月額保険料	16,520 円（17,000 円×0.972）	16,980 円（17,000 円×0.999）
付加保険料	400 円	

社労士V2023年受験 横断・縦断超整理本 第1章改訂正表		
	訂正前	訂正後
P86 ⑤ 徴収法 特別加入保険料率 第2種	<u>23</u> 区分	<u>25</u> 区分

・P86 徴収法の図表を差し替えてください。

雇用保険率 ※1	令和5年度	一般	15.5/1,000
		農林水産・清酒製造	17.5/1,000
		建設	18.5/1,000

※1 負担割合

	事業主 失業等給付・育児休業給付の保険料率	被保険者 失業等給付・育児休業給付の保険料率	二事業率 (事業主負担)
一般の事業	6/1,000	6/1,000	3.5/1,000
特掲事業のうち農林水産業・清酒の製造の事業	7/1,000	7/1,000	3.5/1,000
建設の事業	7/1,000	7/1,000	4.5/1,000

社労士V2023年受験 横断・縦断超整理本 第1章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P92 延滞金 ※2 5行目	令和4年中	令和5年中
P111 解答 [問3]	厚生労働大臣に対し <u>再審査請求</u> をするか	厚生労働大臣に対し <u>審査請求</u> をするか
P119 問題 [問2]	障害等級1級の障害基礎年金の額（子の加算額はないものとする。）は、障害等級2級の障害基礎年金の額を1.25倍した <u>972,250</u> 円に端数処理を行った、 <u>972,300</u> 円となる。	令和5年度の新規裁定者に係る障害等級1級の障害基礎年金の額（子の加算額はないものとする。）は、障害等級2級の障害基礎年金の額を1.25倍した <u>993,750</u> 円に端数処理を行った、 <u>993,800</u> 円となる。
P119 解答 [問2]	障害等級「1級」の障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額（ <u>777,800</u> 円）を1.25倍した「 <u>972,250</u> 円」であり、これに端数処理は行わない。	令和5年度の新規裁定者に係る障害等級「1級」の障害基礎年金の額は、障害等級2級の障害基礎年金の額（ <u>795,000</u> 円）を1.25倍した「 <u>993,750</u> 円」であり、これに端数処理は行わない。
P125 6月以下の懲役 又は30万円以下の罰金 労災法（51条）・雇用法 （83条）・徴収法（46条）	②…又は同項の規定による 検査を拒み、	②…又は検査を拒み、
P125 6月以下の懲役 又は30万円以下の罰金 雇用法（83条）	③76条2項（76条3項において	③76条3項（76条4項において

P 126 6月以下の懲役 又は30万円以下の罰金 健保法（209条）・国年法 （112条）・厚年法（103 条）	…又は同項の規定による検査を拒み、	…又は検査を拒み、
P 126 6月以下の懲役 又は20万円以下の罰金 労災法（53条）・雇用法 （85条）	②…又は同項の規定による検査を拒み、	②…又は検査を拒み、

社労士V2023年受験 横断・縦断超整理本 第2章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P 165 下の[問]	令和4年度の障害等級1級の障害基礎年金の額は… <u>777,800</u> 円の100分の150	令和5年度の新規裁定者に係る障害等級1級の障害基礎年金の額は… <u>795,000</u> 円の100分の150
P 180 ① 被保険者期間中の支給額	<u>40</u> 万8千円	<u>48</u> 万8千円
P 180 下から9行目	<u>42</u> 万円を支給する	<u>50</u> 万円を支給する
P 181 ② 資格喪失後の支給額	<u>40</u> 万8千円	<u>48</u> 万8千円
P 185 表内 支給額	<u>40</u> 万8千円	<u>48</u> 万8千円
P 185 [問3]	<u>81</u> 万6千円（一定の場合には、 <u>81</u> 万6千円に）	<u>97</u> 万6千円（一定の場合には、 <u>97</u> 万6千円に）
P 247 ① 在職老齢年金の表下	<u>47</u> 万円（令和 <u>4</u> 年度）	<u>48</u> 万円（令和 <u>5</u> 年度）
P 247 [問1] 問題	令和 <u>4</u> 年度	令和 <u>5</u> 年度
P 248 [問1] 解答A	月額 <u>2</u> 万円	月額 <u>1</u> 万5千円
P 257 支給額	（常時介護） <u>171,650</u> 円 <u>75,290</u> 円 （随時介護） <u>85,780</u> 円 <u>37,600</u> 円	（常時介護） <u>172,550</u> 円 <u>77,890</u> 円 （随時介護） <u>86,280</u> 円 <u>38,900</u> 円
P 263 出産育児一時金の給付内容	<u>40</u> 万8千円	<u>48</u> 万8千円
P 272 ③離職票の提出（則19条1項）	基本手当の支給を受けようとする者（未支給給付請求者を除く。）は、管轄公共職業安定所に出頭し、離職票を提出しなければならない。この場合	基本手当の支給を受けようとする者（未支給給付請求者を除く。）は、管轄公共職業安定所に出頭し、 <u>運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本</u>

	において、…受給期間延長通知書の交付を受けているときは、…	人であることを確認することができる書類を添えて又は個人番号カードを提示して離職票を提出しなければならない。この場合において、…受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、…
P 272 ④受給資格の決定（則 19 条 3 項）	管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が受給資格を有すると認めるときは、失業の認定日を定め、その者に知らせるとともに、雇用保険受給資格者証に必要な事項を記載した上、これを交付しなければならない。	管轄公共職業安定所の長は、離職票を提出した者が受給資格を有すると認めるときは、失業の認定日を定め、その者に知らせるとともに、 <u>雇用保険受給資格者証（個人番号カードを提示して離職票を提出をした者であって、受給資格通知の交付を希望するものにあつては、受給資格通知）</u> に必要な事項を記載した上、これを交付しなければならない。
P 272 ⑤失業の認定日（則 22 条 1 項・2 項）	受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、失業認定申告書に受給資格者証を添えて（ <u>正当な理由があるときは、受給資格者証を添えないことができる</u> ）提出した上、職業の紹介を求めなければならない。なお、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行ったときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付しなければならない。	受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、 <u>受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）失業認定申告書を提出した上、職業の紹介を求めなければならない。ただし、受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）提出することができないことについて正当な理由があるときは、受給資格者証を添えない（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示しない）ことができる。</u> なお、管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行ったときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付（ <u>当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、受給資格通知にその処分に関する事項を記載した上、交付）</u> ）しなければならない。
P 281 傷病手当請求手続（則 63 条）	傷病手当の支給を受けようとする者は、傷病手当支給申請書に、正当な理由があるとき	傷病手当の支給を受けようとする者は、傷病手当支給申請書に、正当な理由があるときを除き、 <u>受</u>

	を除き、 <u>受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出し、傷病の認定を受けなければならない。</u>	<u>給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）管轄公共職業安定所の長に提出し、傷病の認定を受けなければならない。</u>
P281 技能習得手当・寄宿手当 請求手続（則61条）	受給資格者は、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、正当な理由があるときを除き、 <u>受講証明書に受給資格者証を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</u>	受給資格者は、技能習得手当及び寄宿手当の支給を受けようとするときは、正当な理由があるときを除き、 <u>受給資格者証を添えて（当該受給資格者が受給資格通知の交付を受けた場合にあつては、個人番号カードを提示して）受講証明書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。</u>
P300 支給額の表内 下から2行目	<u>介護休業を開始した日</u>	<u>育児休業を開始した日</u>

社労士V2023年受験 横断・縦断超整理本 第3章 改訂正表		
	訂正前	訂正後
P340 届出の表 必要な場合の欄	被保険者が、 <u>介護休業給付金又は育児休業給付金の支給対象となる休業を開始したとき</u>	被保険者が、 <u>介護休業給付金又は育児休業給付金若しくは出生時育児休業給付金の支給対象となる休業を開始したとき</u>
P340 下から1行目	児休業給付金支給申請書の提出をする日までに	<u>児休業給付金支給申請書又は育児休業給付受給資格確認票・出生時育児休業給付金支給申請書の提出をする日までに</u>

(以上)